

2024年度診療報酬改定 検討状況レポート06 —医療・介護連携について—

いわゆる「トリプル改定」と呼ばれる2024年度診療報酬改定においては、医療・介護・福祉の連携がますます求められることが予測されます。[10月20日に開催された中医協総会（第560回）](#)において、[【医療・介護連携】](#)についての議論が行われました。

■ 主治医と介護支援相談員との連携について

主治医と介護支援相談員の連携については、現在の診療報酬上においても、保健・福祉サービスに係る相談に応じることによる**機能強化加算**や、介護保険制度の利用等の相談への対応、主治医意見書の作成による**地域包括診療料**、**地域包括診療加算**といった評価が行われています。今後の更なる連携を図る目的から、主治医のサービス担当者会議への参加についての積極的な意見が挙げられました。

○ 主治医がサービス担当者会議に参加することについて、介護支援専門員から、次のような利点が挙げられた。

① 利用者・家族が「チームによる支援」を感じる場となる

サービス担当者会議は、訪問診療ではなく、特に外来通院のみを受けている方について有効。

「私はまだ通えているから大丈夫」、「うちはまだ往診は必要ないから」という利用者・家族が、例えば自宅に来るヘルパー等の訪問スタッフではなく、自らが出向き通う先の、生活の場と離れた場にいる医師とのつながりからチームを実感し、チームの一体感を感じられる貴重な機会である。

また、早い時期に、全体に対して意向の確認ができる場になる。医療への期待や自身の将来、支援者への期待等について、本人・家族の気持ちを医師と共に確認できる重要な場となり、意思決定支援のはじめの一歩となることも多い。

② 要支援者や軽度者ほど、現実を直視する場となる

自立に近く、元気な方ほど現実とセルフイメージにギャップが生じている方が多い。健康寿命を左右する大切な時期を支える外来医療における主治医には重要な役割があり、定期的な担当者会議への参加は利用者・家族、医師をはじめとする支援者双方にとって、大変有効な機会となっている。利用者・家族にとっては元気高齢者であり続けるために、現実を正しく知ることからリスクや予防への意欲・目標意識が高まる場になる。主治医は在宅の状況や家族の事情を定期的知り、情報を更新する良い機会となるため、急変時などの意思決定支援につながる情報を得る場となる。この時期に、利用者・家族、外来医師・ケアマネジャーがつながることにより、早期からの意思決定支援の開始、本人・家族状況の把握ができ、急変等の緊急時や災害時にも役立つ。

③ 客観的な立場から評価を得られる場となる

外来で付き添う家族や支援者へのアセスメント、客観的な評価が得られることも大きなポイント。ヤングケアラー問題、虐待予防や家族の心身の健康状態、栄養評価による生活困窮などの課題の早期発見、適切な支援者とのマッチング、など、要支援者・軽度者における早期の担当者会議への主治医の参画は様々な効果が得られる。

④ 主治の医師、医師それぞれの役割が明確になる

外来医療が中心となる時、利用者は様々な診療科にかかっている。ケアマネジャーがハブとなり、医師同士や病院間のつながりをつくりコンサルテーションを進めるきっかけになるのが担当者会議である。重度になってからより、元気な頃の方が進めやすく、それぞれの医師が自分の役割を認識し、横のつながりて協力し合うネットワークをつくってもらえると、重度化した際や、急変時には大変役立つネットワークとなる。

⑤ 外来の情報は宝の山であり、意思決定支援のはじめの一歩となる

のちに重要となる情報は外来医療の場にある。病気になった初期の反応や受け止め、意向や目標なども外来医師がよく把握している場合も多く、地域のかかりつけ医である場合には、その方が介護者であった時の頃のこと、近しいご家族の関係性などもよく知っていて介護や支援の入り口を教えてもらうことも多い。外来診療時の主治医へ、定期的な報告がケアマネジャーより蓄積されていけば入院時には医師間・支援者間に役立つ情報が主治医のもとに集積されており、緊急・災害時にも、入退院連携時にも役立つ。外来と病棟、外来と地域、外来と外来等、諸機関連携に大変重要な役割を担っている。

【出典】令和5年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムにおけるケアマネジメントのあり方に関する調査研究事業」（速報）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株））

※上記引用元…[中医協総会（第560回）資料](#)（スライドNo.29）

しかし現状では、医療機関における介護との連携の取組において、[サービス担当者会議への参加]や[介護支援専門員とのケアプラン策定等に係る相談時間の確保]は、地域包括診療料・加算の届出のある施設においても半数に留まっており、また、介護支援専門員からは「ケアプランを主治医意見書作成医師に提出したが、それが診療に活用されていない、活用されているか不明である」といった不安の意見が多いこともわかりました。

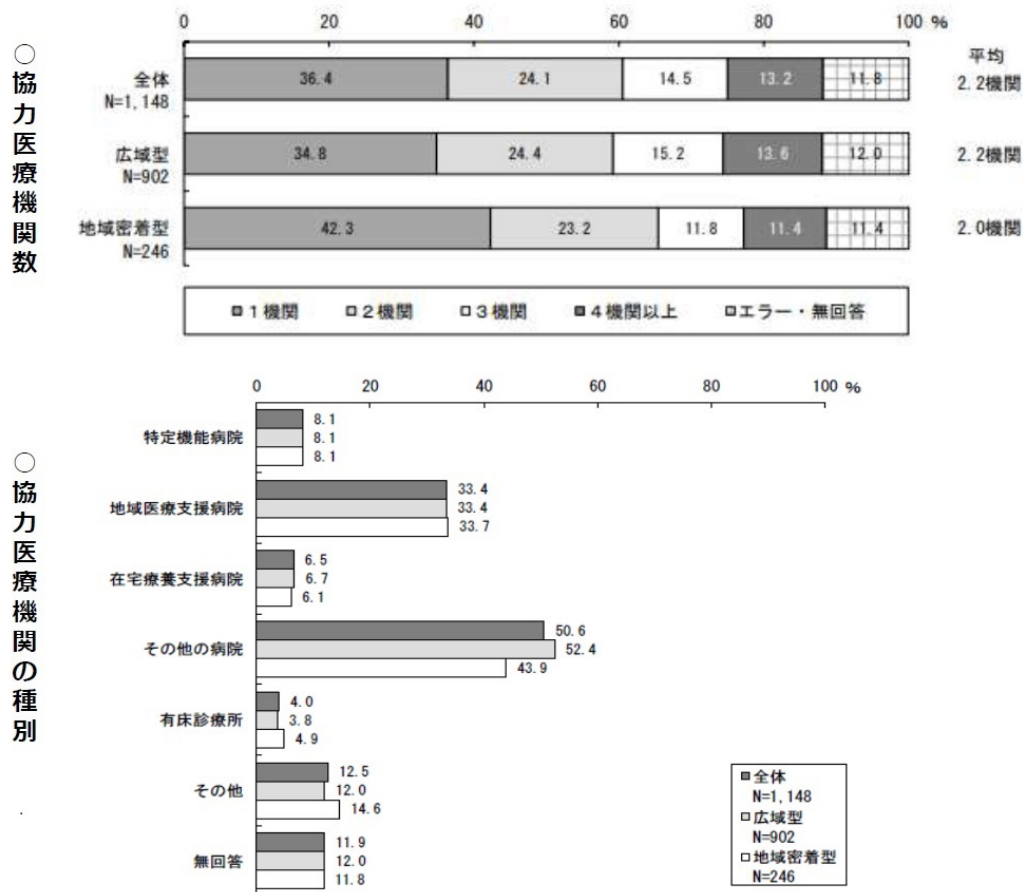
これらを踏まえ、より医療と生活の双方の視点に基づいたケアプランが策定されることが重要となることから、主治医と介護支援専門員との連携を推進するためにどのような方策が考えられるかが論点とされています。

■医療機関と高齢者施設等との連携について

介護保険施設等では、施設類型によって医師の配置が行われ、いずれの施設でも協力医療機関を持つことが要件として求められていますが、特別養護老人ホームにおいては主たる協力病院との連携関係が十分でない施設もあることが明らかにされています。

特別養護老人ホームにおける協力医療機関数及び種別

○協力医療機関数は、「1機関」が36.4%で最も多く、次いで「2機関」が24.1%と続いている。
○協力医療機関の種別は、「その他の病院」が50.6%で最も多く、次いで「地域医療支援病院」が33.4%と続いている。



出典：令和4年度 老人保健健康増進等事業「特別養護老人ホームと医療機関の協力体制に関する調査研究」

※上記引用元…[中医協総会（第560回）資料](#)（スライドNo.41）

これらを踏まえ、介護保険施設等と協力医療機関のあり方、実際の医療機関と介護保険施設等の連携状況、医療機関における介護保険姿勢伝の入所者の病状急変時の対応等適時適切に行えるようにするためにどのような対応を考えるかが論点とされました。

■障害福祉サービスとの連携について

障害福祉サービスとの連携については、下記が論点として挙げられました。

- ・障害者支援施設における配置医師の医療提供の実態や、高齢化による入所者の特性の変化や対応状況等を踏まえた、医療保険における給付の範囲のあり方について
- ・特別なコミュニケーション支援を要する利用者や強度行動障害の状態の利用者等が、入院前に医療機関と本人・家族や障害福祉サービス事業者等と事前調整の実施について本人にとって必要な医療を円滑に提供できる可能性があることを踏まえての、入退院支援における医療機関と障害福祉サービス事業者等との連携の推進について

株式会社ユアーズブレンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する様々なご質問・ご相談に対応する「**医事相談室**」サービスを提供しております。
詳細をご希望の方は <https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04> から、
またはTEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。

2024年度 診療報酬・介護報酬 同時改定解説セミナー

2024年度は診療報酬・介護報酬・障害福祉サービスのトリプル改定に加え、医療計画・介護保険事業計画等の切替え、医師の時間外労働に対する上限規制の開始等が重なり、医療界にとって重要な年となることが予想されます。

本セミナーでは、これらの変化への対応に必要な準備について解説いたします。

- ☑ 配信期間中は講演動画をいつでもご覧いただけます
- ☑ 配信開始直後から、使用資料のデータがダウンロード可能です
- ☑ 「医業経営ニュース」において改定情報を無料で公開いたします

詳細案内

下記キーワードまたは右QRコードからご確認・お申込み下さい

ユアーズブレン 同時改定

検索

(<https://www.yb-satellite.co.jp/mf2024.html>)



- セミナー講師：長面川（なめかわ）さより 先生（株式会社 ウォームハーツ 代表取締役）
- セミナー主催：株式会社ユアーズブレン 医業経営コンサルティング部
- セミナー受講料：1名様 11,000円（資料代・消費税含む）
- 動画配信期間：2024年3月中旬 配信開始～同年4月上旬 配信終了（予定）

受講料のお支払い方法・視聴方法につきましては、お申込みの方にご案内いたします

【長面川（なめかわ）さより 先生 プロフィール】

昭和大学病院医事課退職後、1999年オフィスなめかわ設立。

診療報酬関連コンサルティング業務、検定問題作問、レセプト精度診断、開業サポート等を行う。

2004年 株式会社医療情報科学研究所 代表取締役就任後、2016年より株式会社ウォームハーツ代表取締役。専門分野である診療報酬請求をもとに、より早い情報収集・問題点抽出・分析・改善等の立案を行い、クライアントとともに課題に取り組んでいる。

【所属学会】 日本医療・病院管理学会、日本医療経営学会診療報酬・介護報酬研究部会、日本医療秘書学会、全国医事研究会(理事)、日本施設基準管理士協会(理事)